

# 事業報告書

自 平成22年 1月 1日  
至 平成22年12月31日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
東京都千代田区内神田2-8-4

## 2010年度事業報告

### 事業報告概要

2010年、セーブ・ザ・チルドレン（以下 SC）はその歴史において大きな転換点を迎えた。新たに採択された2010～2015年の5ヶ年戦略は、「一つのセーブ・ザ・チルドレン(One Save the Children)」のスローガンの下、全メンバーに共通のビジョン・ミッション・優先事業分野を定めた。更に2011年からは、これまで各メンバーにより個別に実施されてきた海外活動を、International Program Unit (IPU)と呼ばれる共通の管理運営システムの下に統合するプロセスを開始することになった。このような大きな変化の中で、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（以下 SCJ）は中規模のメンバーとして、その事業のプレゼンスをSCインターナショナル（旧 SC 世界連盟）全体の中で高め、メインストリーム化していくことが課題となった。

そのための具体的な方策として、2010年度は、世銀・アジ銀・国連機関との連携や日本政府開発援助（ODA）本体事業への参入によってより規模の大きな活動を展開することや、SCインターナショナルのネットワークを活かしてアフリカをはじめとする新たな地域で事業を開始すること、日本国内における子どもの表明した意見を具体的な課題解決へとつなげ、子ども参加の促進を強化すること、などを目標に掲げた。

これらのうち、ミャンマーにおいては、水と衛生の分野で、ユニセフとの連携事業が開始された。ODA本体事業への参入については、エジプトでのストリートチルドレン支援事業は現地側の事情により開始が延期されたものの、新たにネパールで教育分野での連携の可能性が生まれた。新規国での事業としてはイラクと南部スーダンでの活動がそれぞれ開始された。日本国内においては世論の関心が高まりつつある子どもの貧困をテーマとするキャンペーン“Speaking Out Against Poverty (SOAP) ～夢や希望をうばわれるために～”が新たに開始された。

2010年は政策提言（アドボカシー）の面でも新たな展開が見られた。まず5歳未満児の死亡率削減を目的にSCインターナショナルが世界規模で実施する5ヶ年キャンペーン「EVERY ONE」に、SCJも参加し、保健分野で活動する他のNGOとも協力して、特にミレニアム開発目標（MDGs）サミットにおいて日本政府の保健分野でのコミットメントを引き出すべくロビーイング活動を展開した。また子どもの権利条約に個人通報制度を導入する第三議定書の採択のためのロビーイング活動では、これに賛成する日本のNGOネットワークの事務局を引き受け、国会議員への働きかけなどを行った。さらに、日本国内の子どもを取り巻く課題に関しても、国連子どもの権利委員会第三回日本政府報告書審査、子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」策定等で積極的な提言を行った。

### 事業報告詳細

#### [1] 東南アジア・北東アジア地域

##### 1. ベトナム

##### ① 総合的子どもの発達事業

[目的] 特に貧困地域といわれる北部山岳地域で総合的な子どもの発達を促進する。

[事業期間] 2010年10月～2012年1月

[事業地域] 北部イエンバイ省、ルックイエン郡 [対象人口] 直接裨益者：7歳以下の子ども約6,200人、妊産婦や保護者など約12,000人

[活動内容] 行動変容を通じた子どもの栄養改善、妊婦検診や家庭訪問を通じた妊婦の健康促進、完全母乳育児の推進、家庭菜園を通じた食料確保、事業パートナーの能力強化

## ② ベトナム北部山岳地域における育児指導を通じた子どもの栄養改善事業

[目的] イエンバイ省の子どもの栄養不良が改善される。

[事業期間] 2009年2月～2010年5月、2010年8月～2011年8月

[事業地域] 北部イエンバイ省、バンチャン郡

[対象人口] 直接裨益者：7歳以下の子ども約6,200人、妊産婦や保護者など約12,000人

[活動内容] 妊産婦における栄養に関する知識の提供と啓発、地域ベースの栄養改善の整備及び妊産婦健診の実施、世帯レベルの食料確保の強化、事業パートナーの能力強化

## ③ 地域の自然資源と伝統的知恵を利用した栄養改善事業

[目的] 地域の自然資源と伝統的知恵を利用した栄養改善に貢献する。

[事業期間] 2010年11月～2012年10月

[事業地域] 北部イエンバイ省バンチャン郡（一部ルックイエン郡）

[対象人口] 直接裨益者：約1,300人の2歳未満児、約9,000人の妊産期（15歳以上49歳以下）女性および500人の妊産婦、約20名の行政官

[活動内容] 栄養教育、保健活動、過去の栄養事業のインパクト持続性調査、伝統料理レシピ集の作成

## ④ 子どもの参加を通じた環境教育事業

[目的] 「子ども参加」を促進し、子どもたちを地域での環境保全活動の担い手として育成する。

[事業期間] 2007年1月～2010年7月

[事業地域] 北部イエンバイ省

[対象人口] 直接裨益者：中学校12校の3,400人の生徒および教員

[活動内容] 教師および生徒代表対象に対する各種研修、課外活動、通年授業で生徒代表の他生徒に対する「子ども参加型授業」、生徒の自主活動としての学校およびコミュニティの環境改善活動、郡レベルでの学習したライフスキルの発表コンテスト、地元行政官への環境改善のアドボカシー

## ⑤ 子どものケガ予防と子育て環境改善事業

[目的] ベトナム国山岳部の少数民族が住む地域において、家庭、集落、コミュニケーション、郡レベルで、ケガ・傷害を未然に防ぎ、適切なケアを行うことで0歳から7

歳の子どもの将来の可能性が最大限に引き出され、発達できる環境を構築する。

- [事業期間] 2009年6月～2010年3月
- [事業地域] 北部イエンバイ省ルックイエン郡5コミューン
- [対象人口] 直接裨益者：7歳以下の子ども約3,400名と保護者約12,000名、幼稚園教員と小学校3年までを受け持つ小学校教師計約300名
- [活動内容] 子どものケガ・傷害についての調査、子どものケガ・傷害に対する対策活動、家庭・コミュニティ・学校での子どものケガ・傷害予防対策の普及、運営委員の事業管理強化

⑥ ベトナム中部における洪水被災者への緊急支援物資配布事業

- [目的] ベトナム中部における洪水被災地で避難民の避難生活を支援する。
- [事業期間] 2010年11月～2010年12月
- [事業地域] 中部クワンビン省ポーチャン郡
- [対象人口] 直接裨益者：授乳期の母親及び子どものいる世帯を中心とする延べ約1,000世帯
- [活動内容] 洪水の被害を受けたクワンビン省3コミューンへの食料・生活必需品・衛生キットの配布、ヘルスセンター及び幼稚園の設備支援

⑦ 中部農村地域における完全母乳育児推進事業

- [目的] 出産直後から6か月までの子どもたちの完全母乳育児率を向上させる。
- [事業期間] 2009年10月～2010年12月
- [事業地域] 中部クアンチ省フォンホア郡およびダクロン郡
- [対象人口] 直接裨益者：生後6か月未満の子ども約2,000人とその母親および妊産婦、家族、助産師や診療所職員などの事業関係者約500人
- [活動内容] 郡の保健局職員・助産婦・集落ボランティア等に対する完全母乳育児研修、母親の母乳育児推進グループの活動・父親セミナーの実施及び家庭訪問を通じた完全母乳育児および母乳育児への家族によるサポート促進

⑧ ベトナム山岳地域における子どもの栄養改善事業－完全栄養母乳育児の推進

- [目的] 出産直後から6か月までの子どもたちの完全母乳育児率を向上させる。また完全母乳育児推進モデルを構築する。
- [事業期間] 2009年4月～2011年3月
- [事業地域] 北部イエンバイ省バンチャン郡
- [対象人口] 直接裨益者：生後6か月未満の子ども約50人とその母親役100人（計画時）
- [活動内容] 郡の保健局職員・集落ボランティア等に対する完全母乳育児研修、母親学級・父親学級設立・活動及び家庭訪問を通じた完全母乳育児および母乳育児への家族によるサポート促進、郡の保健局職員へのモニタリング指導

### ⑨ メコンデルタ地域の女性起業による経済向上支援事業

- [目的] 女性の起業を支援し、所得向上・自立するようにする。
- [事業期間] 2009年9月～2011年8月
- [事業地域] 南部カマウ省、カントー省及びハウザン省
- [対象人口] 直接裨益者：18歳～50歳の労働可能な女性で且つ、貧困層の女性（最低500名）特に未亡人の女性、困難な状況にある子どもを持つ女性が優先順位
- [活動内容] マイクロファイナンスを通じての家畜飼育・農業・小規模ビジネス等実施

## 2. ミャンマー

### ① 母乳・補助食の栄養指導と生計向上支援事業（第1期）

- [目的] 5歳未満の子どもたちの慢性栄養不良を予防するとともに、急性栄養不良の子どもたちを早期発見し、回復を目指す。
- [事業期間] 2010年3月～2011年5月
- [事業地域] バゴ西管区テゴン・タウンシップ 30村
- [対象人口] 直接裨益者：5歳未満900名及びその母親900名、妊婦450名、家族1,800世帯（9,000名）
- [活動内容] 健康、栄養、完全母乳哺育教育、栄養給食と調理実習を通じた子どもの栄養と健康管理指導、5歳未満の子どもを対象の定期的身体測定、子どもたちの発育のモニタリング、栄養不良の子どもたちの早期発見、家庭菜園キット及び鶏飼養資材の供与、村人による生計向上グループの組織及び家庭菜園の技能と生産向上研修、鶏飼養研修

### ② 安全な水と衛生環境へのアクセス向上事業（WASH事業フェーズ3）

- [目的] 今後の災害に強いコミュニティ作りの対策として、安全な水へのアクセスと衛生生活環境の向上を目指す。
- [事業期間] 2010年10月～2011年4月
- [事業地域] ヤンゴン管区ピアポン・タウンシップおよびクンジャゴン・タウンシップ（第1と第2フェーズの対象外の12村）
- [対象人口] 直接裨益者：6,000世帯（20,000人の成人および1,000人の児童）
- [活動内容] 村人の労働力で貯水池の修復および設置、対象地域の学校や保健所への貯水タンクの設置、学校や保健所でのトイレの設置と衛生についての知識の向上、家庭でのトイレの設置、村のWASH委員会の組織、知識や技能における強化、村人への衛生向上についての啓蒙活動、地元政府のWASH活動の運営管理の強化

### ③ ミャンマー・ラカイン州ミエボン サイクロン・ギリ被災者への水衛生（WASH）キット緊急支援事業

[目的]	ラカイン州・ミエボン・タウンシップの南部7村のサイクロン被災世帯に対して水衛生（WASH）キットの配布を行うことで、水の運搬・保存、安全な飲料水の確保、衛生状態の改善を目指す。
[事業期間]	2010年11月15日～2011年1月9日
[事業地域]	ラカイン州・ミエボン・タウンシップの南部7村
[対象人口]	直接裨益者：サイクロンで被害が甚大だった7村の被災民2,040世帯（9,448名）
[活動内容]	被災世帯への家庭用水衛生（WASH）キットの配布、衛生教育

### 3. モンゴル

#### ① 教育事業

[目的]	公教育現場における生徒に対する体罰、不正な金銭の徴収、差別を削減し、生徒が教員と健全な信頼関係の下で教育を受けられるようになる。
[事業期間]	2010年1月～2010年12月（継続）
[事業地域]	首都ウランバートル市、ドルノド県
[対象人口]	直接裨益者：対象校の生徒21,529人、教員・学校関係者585人、保護者330人他
[活動内容]	教員向け体罰のない指導法教本など研修資料の作成、教員・学校関係者に対する体罰のない指導法・学校運営監理等の研修、生徒会及び保護者会の組織化と学校運営への参加支援、現地関係者の能力向上とネットワークの構築、体罰削減を目指した一般市民に対する啓発活動

#### ② 子ども保護事業

[目的]	子どもたちが体罰・叱咤罵声を含む暴力や育児放棄から適切に保護されるようになる。また、モンゴル政府が国として同課題に取り組むよう、同国での子ども保護体制の確立を目指す。
[事業期間]	2010年1月～2010年12月（継続）
[事業地域]	首都ウランバートル市、ドルノド県
[対象人口]	家庭内暴力や育児放棄のリスクを抱える子どもたちとその保護者
[活動内容]	多領域にまたがる子ども保護の専門家で編成されるパイロットチームの設立に向けた現状分析・ステークホルダーへの働きかけ・専門家養成・政府関係者向け研修・カリキュラム／マニュアルの制作・医療関係者との連携・ネットワーク、貧困や社会から疎外されがちな子どもたちを対象とした子どもの保護のサービスのアクセスと質の改善をはかるために国・自治体レベルの体制基盤整備への貢献・働きかけ

#### ③ 緊急支援事業

[目的]	過去 10 年来の深刻な被害を出したゾド（雪害）の影響で、財産といえる家畜を多く失った遊牧民の子どもが、被害後も安心して変わらない学校生活を送り、子どもたちの生きる／育つ権利と教育を受ける権利が守られるようにする。
[事業期間]	2010 年 2 月～2010 年 12 月
[事業地域]	事前のアセスメントにより特定した、特に被害の大きかった Zavkhan、Govi Altai、Dundgovii の 3 地域の 32 の学校と学校寮
[対象人口]	直接裨益者：寮生活をしながら通学する遊牧民の子ども、及び特に被害の大きかった学校
[活動内容]	他 SC メンバーからも提供された資金でゾド（雪害）被害が直撃し学校で寮生活を送る子どもたちの健康と発達の権利を守るための食糧や防寒支援、ゾド（雪害）の影響を受けた世帯への学校を介した住居（衛生を配慮するためまたは被害を緩和するための物資を含む）支援 UNICEF と共同で緊急支援における教育クラスターの議長任務遂行中

#### 4. 中国

##### ① 四川省における統合教育事業

[目的]	四川大地震により障害を負った子どもたちが急増した四川省において、子どもたちの教育を受ける権利が満たされることを目指す。
[事業期間]	2009 年 12 月 1 日～2010 年 11 月 30 日
[事業地域]	四川省
[対象人口]	直接裨益者：1,029 人の子どもたち
[活動内容]	四川大地震で障がいを負った子どもたちが急増した四川省における統合教育に関するリソースセンターの設置(教員研修、保護者・コミュニティへの啓発、指定校における peer support groups の設置、アドボカシー活動などの包括的統合教育の一部)

##### ② 青海省における緊急支援事業

[目的]	青海大地震で被災した子どもたちに衣料品を配布する。
[事業期間]	2010 年 4 月 15 日～2010 年 6 月 30 日
[事業地域]	青海省玉樹県結古鎮周辺の避難キャンプ
[対象人口]	直接裨益者：1,300 人の子どもたち
[活動内容]	子ども用衣料品セットの配布

#### 5. インドネシア

##### ① 緊急教育支援事業

[目的]	2009 年 9 月 30 日に発生したスマトラ島西部パダン沖地震後の厳しい環境下において、被災地に住む教師・子どもたちの感染症のリスクを軽減する。
[事業期間]	2010 年 1 月 14 日～2010 年 3 月 31 日

[事業地域]	西スマトラ州パダン・パリアマン県
[対象人口]	直接裨益者：小学校 60 校の教員 120 名と生徒 9,947 名
[活動内容]	簡易手洗い場施設の設置、教師に正しい衛生習慣の指導方法の研修実施、研修を受けた教師による生徒への衛生教育および手洗い指導

## 6. カンボジア

### ① 就学前教育支援プログラム

[目的]	不就学児（特に女兒および障がい児）の教育へのアクセスを向上する。就学児に質の高い教育を提供する。特に脆弱なグループの児童のための中央・地方の教育システムを強化する。
[事業期間]	2010 年～2014 年
[事業地域]	コンポンチャング、コンポンチャム、シエムリアップ、プレヴィヒア、コーコン
[対象人口]	直接裨益者：子ども 34,560 人、校長および教育局職員 134 人
[活動内容]	不就学児の教育へのアクセスの向上、質の高い教育の提供、中央・地方の教育システムの強化

### ② 基礎教育支援プログラム

[目的]	不就学児（特に女兒および障がい児）の教育へのアクセスを向上する。就学児に子どもに優しい教育を提供する。および特に脆弱なグループの児童のための中央・地方の教育システムを強化する。
[事業期間]	2010 年～2014 年
[事業地域]	コンポンチャング、コンポンチャム、シエムリアップ、プレヴィヒア、コーコン
[対象人口]	直接裨益者：子ども 40,950 人、政府教育局職員 590 人
[活動内容]	不就学児の教育アクセスの向上、質の高い教育の提供、中央・地方の教育システムの強化

### ③ 子どもの保護支援プログラム

[目的]	適切なケアを受けていない施設生活の児童および障がい児へのケアを向上する。教育および保護へのアクセスを向上する。法律に抵触した児童への児童法支援を強化する。暴力および性的虐待・搾取から子どもを保護する。
[事業期間]	2010 年～2014 年
[事業地域]	バタンバン、コンポントム、シエムリアップ
[対象人口]	直接裨益者：子ども約 3,000 人
[活動内容]	障がい児ケアの向上と教育へのアクセスの促進、法的支援の強化、暴力および性的虐待・搾取からの保護



#### ④ HIV/AIDS からの保護支援プログラム

- [目的] 子どもと若者を HIV 感染から保護し、新生児を母親からの感染を防ぐ。コミュニティの HIV/AIDS に対する能力を強化する。
- [事業期間] 2010 年～2014 年
- [事業地域] コンポントム県
- [対象人口] 直接裨益者：子ども 2,390 人、妊婦 310 人、村民 2,470 人
- [活動内容] HIV 感染予防セッション、妊婦ピアグループ活用・モニタリング、産前ケアとクリニックでの出産を促進、コミュニティでの子どもの権利・子どもの保護（特に孤児や脆弱な子どもの HIV/AIDS のインパクト）についての啓発活動

#### ⑤ チャイルド・ライツ・ガバナンス支援プログラム

- [目的] 国および地方レベルで、50 の市民団体と子ども／青少年ネットワークグループ 2 団体が子どもの権利条約のモニタリングと実施に積極的な活動をするようになる。子どもの権利について国の政策とガイドラインを策定し、実行するようになる。250 人の子どもたちが子どもの権利の実施の提言とモニタリングを行い、自分たちの意見を表明し、それが家庭やコミュニティで取り入れられるようになる。
- [事業期間] 2010 年～2014 年
- [事業地域] カンボジア全国
- [対象人口] 直接裨益者：子ども／青少年ネットワーク 2 団体、250 人の子ども
- [活動内容] 市民団体と子どもネットワークが子どもの権利条約のモニタリング、子どもの権利についてガイドラインの策定、子どもたちによる子どもの権利の実施の提言とモニタリングの実施

#### ⑥ 緊急支援事業

- [目的] 学校の環境を整えることによって、災害の影響を最小限に抑える。
- [事業期間] 2011 年
- [事業地域] コンポンチャム、シエムリアップ、クラティエ
- [対象人口] 直接裨益者：約 18,000 人の就学年齢児童
- [活動内容] 81 校（井戸およびトイレも含む）の修繕、学用品の配布、学校菜園用に野菜の種の配布

#### ⑦ 緊急対応計画

- [目的] 緊急対応計画が主流になり、国の半数のコミュニティと子どもたちが災害に対応できるようになる。
- [事業期間] 2011 年～2013 年
- [事業地域] コンポンチャム、シエムリアップ、クラティエ、プノンペン
- [対象人口] 直接裨益者：2,520 人の子ども、保護者、教員、コミュニティ・メンバー

[活動内容] 子どもたちおよびコミュニティ・メンバーとのセッションを通じた地域で適応できる能力の強化の実施

## [2] 南アジア・南西アジア地域

### (1) ネパール

#### ① コミュニティへの働きかけを通じた公立小学校教育の質の改善

[目的] 子どもたちの初等教育を受ける権利の保障を実現するために、地域社会を主体として公立小学校教育の質を改善する。

[事業期間] 2007年4月より実施中

[事業地域] ネパール東部ダヌシャ郡、マホタリ郡

[対象人口] 約 30,000 人

[活動成果]

- 事業終了時点で、就学率が事業開始時の 54%から 83%に上昇した
- 事業終了時点で、出席率が事業開始時の 58%から 74%に上昇した
- 事業終了時点で、進級率が事業開始時の 64%から 81%に上昇した
- 事業終了時点で、小学校の終了率が事業開始時の 29%から 53%に上昇した

[活動内容]

#### □ 公立小学校の運営改善

41 の学校で学校運営委員会や学校支援組織が組織され、計 451 名が定期会合に参加した。これにより 39 の学校で学校運営計画が作成され、四半期ごとにモニタリングが実施された。

#### □ 対象地域における適切な学習機会の提供される

10 か所の識字教室を設置し、合計 396 人の子ども達が参加し、そのうち 153 人が公立小学校へ編入した。加えて 9 つの分校設置を行い、過疎地域や貧困地域の 5～7 歳の子ども合計 476 人（うち女子児童 240 人、不可触カースト出身児童 94 人）が就学した。低カーストの就学状況は事業開始時の 53%から 82%まで上昇した。

#### □ 対象地域における質の高い教育環境の整備

12 校の 1 年生のクラスにおいて学習教材図書コーナー、壁絵教材、アルファベット・チャート、遊具等）の整備を行うとともに、20 校において自動進級制度の導入を支援した。

#### □ 地域全体の「子どもへの暴力」に対する問題意識向上

学校支援組織のひとつである「子どもの権利保護フォーラム」メンバーが学校運営委員会と連携してすべての子どもはあらゆる暴力から守られなければならない」という行動規範のモニタリングを行った。その結果、12 校で体罰や政治的干渉やそれに伴う休校、校内での武器使用、差別がなくなった。

#### ② 住民参加型学校運営を中心とした教育の質改善事業

[目的] 学校運営改善などを通じて子どもが質の高い教育を受けられるようになる

[事業期間] 2009年11月より実施中（2012年3月末まで実施予定）

[事業地域] ネパール東部ダヌシャ郡、マホタリ郡

[対象人口] 約 54,000 人

[活動内容]

- ・ 子どもや地域住民の参加を通じた公立学校の運営の改善  
以下の学校支援組織が結成された。  
女性グループ：87、青年グループ：76、子どもグループ：98、低カーストグループ：43、  
子どもの権利保護フォーラム：24、子ども啓発センター：19。  
これらの支援組織と連携して、36の学校運営委員会が公開ヒアリングを実施、42校で学校  
運営計画が改定された。
- ・ 子どもが教育を受ける権利に関する政策環境の整備  
5校で校舎が建設されるとともに、29校の校舎修復を実施した。また36校で机やいすと行  
った備品の提供を行った。加えて早期幼児教育施設1か所の建設を行った。
- ・ 子どもが教育を受ける重要性の理解の促進  
21の郡から関係者が参加し、子どもの権利ネットワーク形成のための集会を実施したほか、  
子どもたち自身が歌や演劇、詩の作成などを通じて自らの声を伝える冊子を500部作成し、  
子どもクラブや子どもの保護フォーラムなどに配布した。

### ③ 武力紛争の影響下にある子どものための教育事業

[目的] 武力紛争の影響を受けた子ども（特に女子、低位カースト、先住民族、紛争未亡  
人の子）が質の高い教育を受けられるようになる

[事業期間] 2010年2月11日～実施中（2011年2月10日終了予定）

[事業地域] ネパール西部 ダン郡、スルケット郡

[対象人口] 約 6,000 人

[活動内容]

- ・ 武力紛争の影響を受けた子どもへの教育機会の提供  
ECDに通う子どもたちの保護者212人（女性168人、男性44人）を対象に育児教育を実施  
し、家庭での育児方法やECDセンターにおける教育に関するオリエンテーションを行った。ま  
た事業対象となる全30の学校区において、学校入学を促す壁広告や街頭での啓発活動・戸別訪  
問を実施し、その結果として小学校の就学率が98.3%に上昇した。加えて、分校用簡易校舎1  
校の建設を支援し、これまでは遠く険しい道のみが原因で正規の学校に通学できなかった子ども  
たち50人が新たに学習の機会を得ることができた。また識字学級指導員6名に対し養成研修を  
実施し、6ヶ所の識字学級にて合計173名が学んでいる
- ・ 小学校の授業の質や学習環境の改善  
教室の修繕：スルケット郡4校の小学校において教室の床や壁の修繕を行い、カーペット及び  
クッション、黒板の設置を行った結果、合計252人（うち女子117人）の生徒が安全な学習環  
境の中で教育を受けられるようになった。ダン郡では、小学校20校及び7つのECDセンター  
においてカーペットを支給した結果、合計929人の生徒の学習環境が改善された。また両郡にお

いて計 44 名の教員に対して生徒中心の教授法に関する研修を実施したほか、自動進級制度の普及や先住民族の母語による授業研修を行っている。

・ 武力紛争の影響を受けた子どもに対する差別の解消

ダン郡において 20 名の保護者を対象に、子どもの権利全般に関するオリエンテーションを実施し、特に子どもの「教育」と「保護」の権利に焦点を当て、学校及び保護者の果たすべき役割について理解を深めた。また紛争未亡人子弟の子ども会活動や紛争未亡人へのカウンセリング及び研修の実施を通じ、子どもたちが今日直面している問題などについての理解を深めてきている。また 30 校の小学校全てにおいて子ども会が結成され、通学が途絶えがちな生徒の家庭訪問、早婚防止への働きかけ、差別問題に関する校内討論会などの活動を行っている。加えて、これら 30 校の教員を対象に子どもに優しい教授法を実施し、「学校は平和地帯である (School as Zone of Peace)」という概念に関する協議を行った。

・ 公立小学校の運営を改善する

ダン郡の 20 校において 5 カ年計画及び年間計画が策定された。その結果、学校改善計画や各学校に対するコミュニティ全体のオーナーシップが向上している。また、策定された学校運営計画に沿って、郡教育局や郡開発委員会、村落開発委員会からの予算確保にも成功し、本年度は 11 の教室の増築や修繕、水飲み場の設置、校庭の整備など合計で NPR490 万分の支援を受けている。また学校運営の透明性を高めることが目的である公開ヒアリングの実施方法に関するトレーニングをダン郡にて学校運営委員会や PTA のメンバー 40 人を対象に実施した。

## (2)スリランカ

### ① 北部避難民・帰還民緊急支援

[事業目的] 北部・東部各地のキャンプに長期間収容されている国内避難民、および帰還・再定住のプロセスにある国内避難民に対して必要な物資の配布、保護・教育支援を実施し、彼らの生活の安定を図るとともに戦火にさらされた子どもたちの安全と生活の早期安定に資すると共に、仮設住居提供支援を実施することで、ばらばらになったコミュニティー内の互助システムを再構築し、子どもたちが様々な脅威から保護され、かつ、子どもたちの健全な発達を促すことのできる社会基盤作りに寄与する。

[事業期間] 2010 年 1 月 1 日より実施中

[事業地域] スリランカ北部 ワウニア県・キリノッチ県・ムライティブ県

[裨益人口] 延べ 51,371 名

[活動内容]

● 避難民キャンプにおける緊急人道支援物資の配布

避難民 28,188 名が、キャンプ内または帰還・再定住直後の生活に必要な物資（標準キット、衛生キット、乳幼児キット、子ども服）を受け取ることにより、最低限の生活環境・衛生環境を整えることができたほか、生計手段をまったく持たない状態となっている避難民世帯 2,796 世帯（8,446 人）に対し豆類・魚・野菜・果物・香辛料等の補助食を提供し、避難民とその子どもたちの飢えや栄養失調を防ぎ、基本的な栄養状態を維持することができた。

- 臨時学習所と子ども広場の設置

2009 年度の支援活動で避難民キャンプ内に設置した計 50 基の臨時学習所及び子ども広場を帰還・再定住地域に移設した。その結果、子どもたち 6,074 名が帰還先の村々で教育の機会や友だちと一緒に遊ぶ機会を得ることができた。また子ども広場で活動するボランティア 33 名を対象に、郡政府や UNICEF、弊会の子どもの保護専門家を講師に招き研修を実施し、参加したボランティアは子どもの保護、子どもに優しい環境作りの概念と実践方法について学んだ

- 仮設住居提供支援

ムライティブ県にある 3 村で、戦闘で家屋を失った帰還民を対象に、仮設住居及び仮設トイレそれぞれ 205 基を設置したことにより、子ども達やその保護者が生活を立て直し、家屋を再建するまでの資金が貯まるまでの間、生活の再建に注力するための最低限の環境を整えることができた。また同県において、仮設住居の割り当てを受けていない 400 世帯が屋根用資材を受け取り、当座の雨風を防ぐことができた。

② 東部トリンコマレ県における幼い子どものケア事業

[事業目的] 戦禍からの復興が続く東部州・トリンコマレ県の国内避難民帰還・再定住地区を中心に、地方当局や村落共同体、保護者や現地 NGO との連携を通じて、乳幼児期にある子どもたちの認知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達(ECCD)を促すケア体制を構築・強化する。

[事業期間] 2009 年 9 月 1 日より実施中（現在は第 2 期事業に入っている）

[事業地域] スリランカ東部 トリンコマレ県

[裨益人口] 延べ 2715 名（間接裨益者は対象地域の全住民約 81,400 人）

[活動内容]

- 乳幼児（0-2 歳児）と母親を対象にした家庭訪問型早期児童ケア

家庭訪問型 ECCD 活動の核となる女性ボランティア 5 名が選出された。彼女等は対象村落において家庭訪問型 ECCD 活動を乳幼児の母親に助言し、広めていく中心的な立場になるため、事業開始にあたり研修を実施して家庭訪問型 ECCD の理念や本事業の目的に加え、活動に必要な知識を学んだ。女性ボランティアは 2 月より 5 カ月間、対象村落内の乳幼児 183 名をもつ家庭 170 世帯を対象に、定期的に戸別訪問を行い、乳幼児やその家庭の基礎データを収集するとともに、乳幼児を取り巻く家庭環境、生活状況を記録し、家庭内で実践できる活動や栄養や衛生に関するアドバイスを母親に対して行った。

- 幼児（3-5 歳児）を対象とした早期幼児教育施設の充足と教員能力強化、定期健康診断

早期幼児教育に必要な衣服や文具を供与し、栄養や衛生面での適切なケアが整った施設環境を整備したことにより、子ども達は、政府基準を満たした教室で授業を受けることができた。その結果、早期幼児教室に参加する子どもたちの数が事業実施当初の 686 名から事業終了時には 912 名に増加した。また継続的（ほぼ毎日）に来所する子どもたちの数が増加の傾向を

示している。本事業により支援対象地域にある早期幼児教育施設の 40%が政府の基準をみたし、3-5 歳児の参加が 33% 増加した。

● 村落共同体の参画推進 - 所得創出のためのパイロット事業の実施

早期幼児教施設を地域住民の自助努力によって長期的に維持運営していくためには、村落共同体を巻き込んだ協力体制の構築が必要であることに加え、施設を維持運営していくための資金確保が求められるそのため、地域住民が外部からの支援に頼らず、自助努力によって ECCD センターを維持運営するための費用を工面するため、現在 3 村において所得創出につながるような活動への支援を実施中。

**(3) アフガニスタン**

① 移動式図書箱の配布

[目的] 教材不足の学校を対象に、副教材の入った図書箱を提供し子どもたちの学習環境を改善する

[事業期間] 2009 年 7 月から 2010 年 5 月

[事業地域] バーミヤン州中央郡

[対象人口] 同郡 12 校の生徒 10,520 名、学校教員 210 名

[活動内容] 計 5,200 冊をバーミヤンの 4 校に配布。2009 年 10 月と 2010 年 4 月には図書管理研修を実施した。

② 中央高地バーミヤン州 教育復興支援事業

[目的] 紛争と貧困の影響下にあるバーミヤン州の子どもたちが質の高い教育を受けられるように、コミュニティと学校が主体の教育環境を整備する

[事業期間] 2010 年 8 月から継続中

[事業地域] バーミヤン州

[対象人口] 約 5,000 名

[活動内容]

● 学校校舎建設・増築、各種教員研修

2011 年 3 月から校舎建設を開始予定。教員研修対象校の選定を教育局と共同で実施中。

● 幼児 4~6 歳を対象とした就学前教育

各コミュニティ・リーダーと定期的にミーティングを開き、事業の目的、意義の説明を行うと共に、コミュニティの役割について話し合った。バーミヤン州の現地パートナー職員に対してトレーナー研修、ベースライン調査研修を 8 日間にわたって実施した。また当事業の成果の計測を目的としたベースライン調査を完了した。

● 子どもたちに対する保健・栄養・衛生に関する正しい知識の伝達

保健教育のファシリテーター役になる子どもボランティア、及び就学前教育ファシリテーターの選定が完了し、うち 8 名のボランティアに対して研修を実施した。

③ ブルガリ/Rewrite the Future 教育復興支援事業

- [目的] 子どもたちが質の高い教育機会を享受し、自らの潜在能力を高め、アフガニスタンの社会とコミュニティにおける将来的な責任能力を培う
- [事業期間] 2009年7月から実施中
- [事業地域] ファリアブ州、サリプル州
- [対象人口] 直接・間接裨益者となる子ども、親、教員、地域住民を含む約150,000人
- [活動内容] アフガニスタン北部のファリアブ州の学校12校区とサリプル州の6校区を対象に125の早期幼児教育委員会が結成された。また、学校レベルにおいては、27校でPTAが結成されたほか、これらの学校の教員が子供にやさしい教授法についての研修を受講した。加えて子どもたちによる栄養・保健教育が実施されている。施設の整備に関しては、トイレ5か所、井戸7か所が設置されたほか、600セットの椅子と机が提供された。

#### (4) パキスタン

##### ① パキスタン水害における子どもの生活支援と保護事業

- [目的] 未曾有の水害の被害を受けた子どもたちが、心身ともに健全に復興へと向かえるようにするための物資と環境を提供するとともに、緊急下で特に加速されがちな社会的脅威から子どもを保護するためのコミュニティのメカニズムを構築する
- [事業期間] 2010年11月から実施中(2011年5月終了予定)
- [事業地域] パンジャブ州ムザファルガ郡およびデラ・ガジ・カーン郡
- [対象人口] 約20,000名
- [活動内容]

##### ● 子どもたちの生活支援

子ども用冬服と衛生・学用品セットの調達を開始した。

##### ● 子ども広場と子どもの保護メカニズム支援

子ども広場40か所が活動を開始。広場のファシリテーター40名に対して、子どもの発達と心理、子ども広場での活動内容、スケジューリング、管理方法、コミュニティとの連携などにかかるトレーニングを実施した。その結果、1日平均約4,000名の子どもが来所した。また子ども広場が開設された40箇所のコミュニティにおいて、子どもの保護委員会を設立。保護モビライザーに対し研修を実施した。

#### [3] 中近東・アフリカ地域

##### (1) ヨルダン

##### ① イラク人・ヨルダン人親と子どもの緊急教育支援事業

- [事業目的] 2007年11月より実施してきたイラク避難民及びヨルダン貧困層に対する幼児教育と心理社会的ケア・サポートを軸とする子どもの保護活動が、事業終了後も持続的に行われるよう現地への活動の移管を進める。
- [事業期間] 2007年11月19日～2010年8月31日

[事業地域] イラク人が居住している7県（アンマン、ザルカ、イルビット、マフラック、マアン、カラック、マダバ）

[対象人口] 2,406人

[活動内容]

- 施設の整備と職員の運営能力強化  
2007年11月より行ってきた支援活動全体を現地移管する計画の一環として、移管先であるコミュニティ幼稚園、コミュニティ・センター、また親子センターの職員の事業運営能力を強化するために、55人の職員に対して研修を実施。また、コミュニティ幼稚園5施設と親子センター5施設を補強し、備品を整備した。
- 研修を行う人材の能力強化  
過去事業より学んだスキルと知識を実践で応用できるよう、教職員やボランティア等へ能力強化研修を実施。実践の場としてワークショップを開催し、参加者に対し、研修で習得した人形劇・影絵の指導を行った。
- 相互理解促進、関係構築のためのコミュニティ活動  
移管先施設の活動がコミュニティに受け入れられ、またイラク人・ヨルダン人の相互理解が促進されるようコミュニティ・イベント（人形劇など）を実施した。

## (2) イラク

### ① コミュニティ参画型学校修復・運営改善事業

[目的] 校長、教職員、親、地域住民、子どもが協力し、自ら学校が抱える諸問題に取り組むことで、子どもの学習環境を持続的に改善する。

[事業期間] 2010年10月18日より実施中

[事業地域] イラク南部バスラ県

[対象人口] 8,150人

[活動内容]

- 学校運営委員会設置・運営能力向上  
学校運営委員会に対して働きかけを行う教育局、現地市民団体の職員や当団体スタッフ合計21名に対し、住民参加型の手法や、学校運営委員会の立ち上げについて研修を行った。その後、19校が利用する11の学校施設（複数の学校が共同使用している施設がある）ごとに、様々な関係者で構成される学校運営委員会を立ち上げた。今後、委員会メンバーが話し合いを繰り返しながら学校運営改善計画を策定していく。
- 教職員の能力向上  
教育局、現地市民団体や当団体職員合計20名に対し、子ども参加についてのトレーナー育成研修を行った。今後、研修受講者が中心となり、子ども会の活動を担当する各校の校長と代表教員1名に対して子ども参加研修を実施する。
- 子どもの意識向上



教育局と協議し、子ども会を立ち上げることで合意した。子ども会の活動を通して、子どもたちが自ら学校改善のために考え、協力して行動する機会を創出することを目的としている。実際の活動は子ども参加研修実施後に開始される。

### (3) スーダン南部

#### ① 子どもと妊産婦のための基礎保健・栄養改善事業

[事業目的] 5歳未満乳幼児、妊産婦、授乳期の母親を中心とする帰還民を含む地域住民の健康・栄養状態を改善する

[事業期間] 2010年9月1日～2011年3月31日

[事業地域] 南スーダン東エクアトリア州カポエタ北郡

[対象人口] 合併症を伴う重度急性栄養不良の子ども100人（保護者100人）、軽度・重度急性栄養不良の子どもと妊産婦等3,000人（保護者2,500人）、コミュニティイベント参加者8,000人、保健スタッフ／巡回チーム25人、地域保健栄養改善員30人

[活動内容]

- 栄養不良集中治療センター運営

既存の診療所に、栄養不良集中治療センターを増築。今後、合併症を伴う重度の栄養不良児に対する入院治療を実施する。センターで新規雇用のスタッフおよび診療所の医療スタッフに対し、現地政府およびWHOのガイドラインに沿った医療ケア・栄養改善教育に関する研修を実施。

- 巡回チームによる外来サービスの提供

対象村に既に設置済み簡易診療所の脇に、活動拠点となるテントを設置し、外来による栄養不良治療サービスを提供する。巡回チームが1週間に1回、対象村を周り、スクリーニング、サービス提供および保健・栄養改善教育を実施。また、上記センタースタッフとともに、巡回チームに対する研修を実施。

- 保健栄養改善教育と住民の行動変容促進

地域から栄養改善活動をサポートする地域保健栄養改善員を選抜し、栄養教育などの研修を実施。巡回チームによる外来サービスや家庭訪問の際の補助、住民への働きかけを行う。対象村において、保健・栄養に関する意識の向上を促し、栄養不良についての理解を深めるために、スクリーニングの際などに、地域イベントを開催。また、地域住民、リーダーらと会合を持ち、栄養改善の進捗について、共有し、オーナーシップの醸成、自立性の確保に努めている。

### (4) ウガンダ

#### ① ウガンダ北部アムル県における子どもや保護者を対象にした保健と衛生事業

[事業目的] 医療サービスが届かない僻地にて、HIV/AIDSやマラリアなどの感染症の早期発

見や予防を図ることで、子どもの死亡率を低下させる

[事業期間] 2010年7月1日～2011年6月30日

[事業地域] ウガンダ共和国アムル県

[対象人口] 地域住民（5歳未満児、5歳未満児の保護者、青少年、教師）6,200人

[活動内容]

● HIV/AIDS 検診、医療機関へのリフェラル、性教育

5歳未満児や青少年をはじめとした地域住民を対象として月に一度の検診を実施し、HIV/AIDS や感染症にかかっているかどうかを検査し、必要に応じて現地医療機関を紹介。青少年を対象として、HIV/AIDS 教育とライフスキル研修を実施。また、保護者や教師などから構成される村の保健チームメンバーと青少年に対し、性教育などの研修を実施。

● 保健・栄養改善教育、啓発活動

5歳未満児の母親や青少年など地域住民を対象として、栄養不良や感染症に関する予防方法、治療方法などについての啓発活動を行った。

● 政策提言

地域行政へ政策提言活動を実施。

## (5) コートジボワール

コートジボワールでは 2007 年に和平が合意されたが、経済的・社会的には復興への道が順調であるとは言い難い。国民の約半数が貧困にあえいでおり、教育への投資が非常に限られ、児童労働の危険、社会不安や経済的理由に起因する親のストレスは、子どもの虐待やネグレクトにつながることもある。

このような状況下で、セーブ・ザ・チルドレンは、安全にかつ参加型で行われる学習環境を用意し、質の高い初等教育を 276,075 人の子どもたちが受けることを目的とする教育支援事業を実施している。2010 年には以下の活動を行った。

① 校舎修復および備品供与

内戦中に破壊された小学校 3 校を修復した。また、机と椅子 311 セットなどの備品供与を行った。

② 教員の行動規範作成及び、現地教育局による規範の正式採用

昨年までの取り組みによって、対象地域の全ての学校において教員の行動規範が適用されたことに続き、地域レベルでの当該規範に関する提言活動を行い、よりハイレベルからの規範順守を働きかけた。

③ 子どもの権利と体罰等の代替手段に関する教員研修カリキュラムの導入  
子どもの権利と体罰等の代替手段に関する研修モジュールが、教員研修のカリキュラムに組み込まれた。

④ 教員に対する研修

小学校教員 48 人に対し、参画型教授法、子どもの権利、体罰に代わるポジティブディシプリンなどについて研修を行った。

⑤ 学校運営委員会に対する研修

保護者、教員、児童により構成される学校運営委員会メンバー130 人に、子どもの権利などに関する研修を行った。

⑥ 教材等の配布

教材や文房具からなるスクールキットを 10,239 人の子どもに配布した。また、教員用キットを 18 個配布した。

⑦ 子どもの参加促進

8 校の小学校において、学校の活動への子ども参加を目的とした子ども会の導入を行った。子ども、教員、校長、保護者を含む学校運営委員会メンバーを集めて子ども会の説明が行われた。関係者からの理解が得られた後、子ども会が設置され、児童代表が生徒たちによって選出された。

⑧ 子ども保護実現のための制度整備

虐待などの権利侵害にあった子どもたちの保護のための制度を整備した。権利監視委員会が組成され、委員会によって子どもの権利と教員の行動規範が順守されているかどうかを監視・監督できるようになった。

⑨ 現地 NGO に対する政策提言活動サポート実施

現地 NGO に対し、政策提言戦略作成、調査方法や報告書作成のスキル向上などに関する技術サポートを行った。

## **(6) ハイチ**

### ①ハイチ大地震緊急支援

[事業目的] 2010 年 1 月 12 日の大地震で被災したハイチの子どもと家族に対し緊急支援を実施。復旧・復興活動を通し、単に地震前の状態に戻すだけではなく、より良い国造りに貢献することを目指す。

[事業期間] 2010 年 1 月 13 日より実施中（日本における緊急キャンペーンは 2010 年 5 月 31 日に終了）

[事業地域] Port-au-Prince、Jacmel、Leogane、Maissade（コレラ対応）、Dessaline（コレラ対応）

[対象人口] 87,9000 人（2010 年 12 月末現在の直接裨益者）

[活動内容]

- 緊急人道支援物資配布・シェルター

家を失った人々にテントを提供し、最低限の生活ができるよう日用品や衛生用品キットを配布した。また、地震の直後から食料の配布を開始し、約 30 万人を支援した。

- 教育

テント、机、椅子や備品を提供し、子どもたちが安全に学べる場を整備した。これまでに 270 校、45,000 人の子どもたちを支援した。また、38,500 人の子どもたちには、必要な

文房具が入ったスクール・バッグ・キットを配布した。2,300人の教員に対しては、子どもたちが抱える精神的ストレスに対処できるよう研修をし、新たな災害が起きた時のため防災訓練を実施した。

- 子どもの保護

子どもたちが安心して遊ぶことができ、日常と変わらない生活を送ることができるように、チャイルド・フレンドリー・スペースを50か所に設置。また、親や保護者と離れ離れになってしまった子どもための再会支援プログラムでは、これまでに4,630人の子どもが登録され、1,135人が親や保護者の元へ戻ることができた。

- 保健・栄養

医療施設と栄養支援センター80施設を設置し、約165,000人の大人と子どもに医療サービスを、23万人以上の女性と子どもに栄養補助サービスを提供した。2010年10月より発生しているコレラへの対策として、24時間体制の治療センターを設置し、下痢による脱水症状を防ぐための経口補水塩や浄水剤を配布。また、せっけんで手を洗うこと、水を煮沸すること等、保健・衛生教育を実施した。

- 水・衛生

キャンプで飲料水の提供、トイレ、シャワーや手洗い施設の設置を通し、348,000人を支援した。学校、キャンプ、保健施設では、せっけんを使って正しく手洗いする方法を子どもたちに指導している。

- 生計支援

コミュニティの中でも貧しい家庭に対して、現金収入を得る機会を提供（河岸工事、道路整備や運河の清掃作業の対価として現金の支払いや、農民・漁民に対する助成を実施）。

## (7) チリ

### ①チリ地震緊急支援

[事業目的] 2010年2月27日の大地震で特に大きな被害を受けた地域において、子どもたちを保護し、また、衛生的な環境を提供すべく、子どもたちを取り巻く生活環境を改善する。

[事業期間] 2010年2月27日～2010年9月30日

[事業地域] マウレ州カウケネス県のカウケネス、チャンコ、ペジュウエ

[対象人口] 39,277人

[活動内容]

- 子どもの保護

21のチャイルド・フレンドリー・スペースを設置し、これら施設と既存のマイクロ・センター（地方にある小さな学校）38施設に文房具、教育用ゲーム、スポーツ用品、本や絵本などを提供した。また、連携団体と協力し、心理的サポートやストレスマネジメントの研修も実施し、地域住民が子どもたちを守ることができるよう、能力強化を行った。

- 水・衛生

衛生キットを2,418世帯に、また、水貯蔵用のポリタンクを1,000世帯に配布した。さら

に、9 か所では飲料水を供給し、2 か所では井戸の清掃・建設を行った。その他、コンポスト・トイレ 80 個の設置と 208 個の汚水処理槽の清掃を行った。衛生教育の一環として、手洗いの大切さを訴えるパンフレット配布、ラジオ放送を通じた手洗いキャンペーンもあわせ行った。

- シェルター

寒さから子どもたちを守るため、318 家屋に断熱材を貼り、住宅を補強した。また、調理場がない住居にはれんがストーブ 40 個を設置した。

- 啓発活動

地震が子どもたちに与える影響、トラウマや心の傷、そして災害時に子どもたちが最も弱い立場に置かれることについての理解を広めるため、子どもの保護活動をまとめたレポートを発表し、ドキュメンタリー・フィルムを制作するなど、啓発活動を実施した。

#### [4] 日本

##### 1. 事業名：子どもの貧困解決に向けた子ども参加促進事業

###### “Speaking Out Against Poverty (SOAP) ～夢や希望をうばわれなくするために～”

[事業目的] 日本の子どもの貧困という問題に、当事者である子ども自身が意見を表明し、社会に参加することで、よりよい問題解決を図る

[事業期間] 2010 年 1 月より継続実施

[事業地域] 東京・大阪周辺

[対象人口] 約 4000 人（子ども・大人、直接裨益者）

[活動内容]

###### ①調査

- 子どもの貧困観ヒアリング調査

貧困によって子どもがおかれる実態を読み解くと共に、子どもの貧困解決に向け、子どもの意見表明の機会を保障するために実施。子ども関連団体や学校等で計 14 回実施し、京阪神の小学生～高校生計 82 人が参加した。貧困下の子どもにスティグマを生じさせないために、自分の体験は話さないというルールのもと実施したが、子どもたちの貧困観には自分自身や身近な友達の体験が反映される結果となった。また調査への参加を通じて、子どもたち自身が意見表明の重要性を認識できた。

- 子どもの貧困に関する全国意識アンケート調査

一般市民の子どもの貧困に関する意識を図るために、全国の 20 代以上の男女を対象に実施し、約 800 名から回答を得た。約 83%が「子どもの貧困が起きている」と答えると同時に、貧困が最も影響を与える分野にそれぞれ約 30%以上が「教育」と「心理」をあげ、この問題の深刻さを明らかにした。

###### ②啓発

- イベントの実施

子どもの貧困解決に向けた世論形成のために、子ども支援団体、学校、企業等と連携し、計 9 件のイベントを実施し、子どもと大人約 3100 名が参加した。ワークショップやキャ

ンドルメッセージ、ライブペインティング等と、多様な手法を使うことで、幅広い年代の多様な背景をもつ市民に対し、子どもの貧困について啓発すると同時に、子どもと大人が一緒になってその解決に向けて対話をする機会を促進することができた。

- メディアを活用した情報発信

記者報告会の実施や YouTube での動画配信等メディアを活用して、積極的に情報を発信した。その結果、45 媒体で活動が取り上げられ、子どもの貧困解決に向けた子どもをはじめとする市民の声を広く社会に発信することができた。

### ③政策提言

「子ども・若者ビジョン」策定、参議院選挙に向けた各党のマニフェスト策定、国連子どもの権利条約第三回日本報告書審査において、政策提言を実施。「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークと協力して、子どもの貧困問題の抜本的な解決に向け、実態把握の実施、削減率の目標設定、削減計画の策定・実施ならびに上記に際する子ども参加の保障を求めた。その結果、「子ども・若者ビジョン」や国連子どもの権利条約第三回日本報告書審査最終見解では、子どもの貧困により踏み込んだ記載が盛り込まれた。

## 2. 事業名：子ども参加促進のための研究実践

### ①自治体における子ども参加促進事業

[事業目的] 次世代育成支援対策後期行動計画「わこう子どもプラン」の実施に際し、子どもたちが意見を表明することで、自治体の子ども施策に子どもの声を反映する。同時に、行政や地域と協働した自治体における子ども参加の仕組みを構築する。

[事業期間] 2010年1月より継続実施

[事業地域] 埼玉県和光市

[対象人口] 子ども21人、大人10人（直接受益者）、子ども約7,300人（間接受益者）

[活動内容]

- 子ども版地域協議会の実施

市内在住の多様な背景をもつ小学校5年生～高校2年生21名が参加。市内の子どもたちを対象にした事前調査の結果をふまえ、子どもの権利の視点から「わこう子どもプラン」の課題と解決策を考え、子どもたち自身の提案を作成した。子どもたちの意見は、市長をはじめ和光市に提言され、今後子ども関連部局にて事業に反映・実施される。

- 事前調査の実施

市内の子どもたちの意見を幅広く反映させるために、約1200人の小学5年生～高校生を対象にアンケート調査を実施した。「遊びや活動の場」「犯罪や災害」「いじめ」といった和光市の子どもたちの考える優先課題が明らかになった。

- チャイルド・ファシリテーターの育成

持続可能な子ども参加の仕組みを作るために、子ども参加の支え、子どもに寄り添うチャイルド・ファシリテーター育成研修を、地域住民10名を対象に実施した。子ども版地域協議会参加メンバーの募集等、実施前から地域や行政へ積極的に働きかけ、実施後も

地域住民同士のネットワークが構築されるなど、地域の子ども参加に対する機運が高まった。

## ②大学との連携における子ども参加の担い手育成

[事業目的] 大学と連携し、チャイルド・ライツ・プログラミングを理解した子ども支援者、子どもの権利の視点にたった子ども参加の支え手となるチャイルド・ファシリテーターを育成する。

[事業期間] 2009年4月より継続実施

[事業地域] 東京都豊島区

[対象人口] 大正大学学生のべ86人

[活動内容]

- 授業の実施

大学1年生を対象にした「国際協力概論」、大学2年生を対象にした「子どもの権利に基づく国際協力活動」「チャイルド・ファシリテーター研修」を実施し、学生の子どもの権利、チャイルド・ライツ・プログラミングの理解およびチャイルド・ファシリテーターとしての知識・態度・スキルの養成を行った。

## 3. 事業名：子どもの権利実現のための教材開発・普及

[事業目的] 子どもの権利実現のため、子どもの権利や子ども参加に関する理解を広める。

[事業期間] 2010年1月より継続実施

[事業地域] 東京・大阪を中心とした全国

[活動内容]

- 子ども参加に基づく教材開発

大阪府内の高校生が主体となって活動するボランティア団体と連携し、子どもの権利教材や子どもの貧困観ヒアリング調査プログラムの開発に、のべ約70名の高校生が参加した。

- 子どもの権利、子ども参加教材の開発

フォトランゲージ教材「写真から見よう！！世界の子どもたち」、自分のことを様々な角度から知り、自己肯定感を高めるための教材「探偵手帳」が完成し、新たに販売開始した。また、子どもの権利条約を学ぶためのフォトランゲージ教材、教材評価の専門家や高校教員と協働し、教員や子ども支援関係者向けの子どもの権利教材を開発した。同時に子ども参加促進事業やチャイルド・ファシリテーター育成に必要なプログラムやリソースを開発し、SOAP事業や研究実践にて積極的に活用した。

- セミナー等を通じた教材普及

「Hi5!」ポスター式教材をはじめとする既存の開発教材を活用したワークショップを計54件実施し、小・中学生を中心とする約1000名が参加した。また、子どもの権利に基づく子育てガイド「ポジティブ・ディシプリンのすすめ」にもとづくセミナーを計13件実

施し、約 130 名の保護者や子ども支援関係者が参加した。一部、地域の子ども支援関係者を対象に教材活用方法を学ぶ研修も行うことで、地域に根差した普及につながった。

## **[5] アドボカシー（政策提言活動）**

2010 年のチャイルド・ライツ・センター（以下 CRC）は、従来実施してきたアドボカシー（政策提言）活動を、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（以下 SCJ）全体として、更に子どもの権利を推進する団体としての発言力を高め、日本政府を始めとした義務履行者へ対する働きかけや局内外の連携を強化することを目的とし、下記の SC インターナショナル(以下 SCI)の定める 6 つのイニシアチブを始め、下記の 7 分野における活動を行った。またコミュニケーションズ部との連携により、アドボカシーに特化したものだけでも合計 12 本のプレスリリースを配信した。

### **1. 保健/栄養分野 EVERY ONE**

EVERY ONE は、5 歳未満児の死亡率削減(MDGs4 の達成)を目標に SC インターナショナルが世界規模で実施するキャンペーンである。SCJ では 1 月より担当者を配置し、SCI との連携による情報収集、共同アドボカシー活動と情報発信、ならびに GII/IDI 懇談会（保健分野の政策提言活動を行う国内 NGO ネットワーク）および GCAP JAPAN（世界の貧困解消のためのキャンペーンと政策提言を行う NGO ネットワーク）に参加し、日本政府の保健分野のコミットメントを引き出すための共同アドボカシー活動を展開した。9 月の国連 MDGs 首脳会合において発表された日本の新国際保健政策の策定プロセスにおいては GII/IDI 懇談会を通して度重なるロビーイングが実施され、同首脳会合では保健分野へ 5 年間で 50 億ドルの支援表明が菅首相より行われた。また、コミュニケーションズ部および法人連携部との連携のもと、組織内外でのキャンペーンの認知向上および意識啓発を図った。

### **2. 教育分野**

2006 年から行われていた「Rewrite the Future(RTF)一緒に描こう！子どもの未来」キャンペーンは 2010 年 3 月で終了し、2010 年より SCI の Education Global Initiative として、RTF のモメンタムを維持していくことに重きを置いている。そのため、引き続き紛争下の国々の子どもたちの教育について SCI との連携による情報収集、共同アドボカシー活動と情報発信提言を継続した。また、日本の国際教育協力新政策の発表の年でもあった本年、外務省への度重なるロビーイングの末、紛争下の国々への教育協力を日本の重点分野として位置づけることができた。主に、国際的なアドボカシーは、SCI および Global Campaign for Education (GCE)と共同で、国内のアドボカシーは Japan NGO Network for Education (JNNE) と共同で、日本政府の教育分野のコミットメントを引き出すためにアドボカシー活動を展開した。

### **3. チャイルド・ライツ・ガバナンス**

(1) 国連子どもの権利委員会に通報（申し立て）できる制度を作ろう！キャンペーン  
前年に引き続き、国連子どもの権利条約新議定書の実現に向けたキャンペーンに取り組み、国会議員や外務省など関係省庁との連携を深めつつ、院内セミナー等を 5 回開催した。新議定書案は、



2011年2月の国連人権理事会作業部会において遂に採択され、6月の第17回人権理事会に提出されることが決定したことにより、2011年末までに新議定書が国連総会で採択されることが見込まれている。

#### (2) 国連子どもの権利条約政府報告制度における NGO レポートの提出

2009年に子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議を通じて提出をした、日本国内の子どもの権利条約の履行状況（カルデロン・ノリコさん一家のケース、子どもの人身売買、政府開発援助における市民セクターの役割、政府開発援助における紛争下の基礎教育支援、国家防災基本計画における子どもの権利アプローチ導入の必要性）について、2010年は、更に国連子どもの権利委員会からの追加質問に対する回答\*を提出し、委員会による日本政府に対する本審査(5月)において、委員へのロビー活動等を行った。6月に委員会が出した総括所見では、子どもの貧困や市民社会との連携などに関する勧告が盛り込まれた。

\*ODAに関する報告を参照

#### 4. ACE (Alliance Cooperation in Emergencies)

SCは国内外の災害・紛争など緊急対応のため ACE という枠組みの下、緊急対応準備、緊急対応、災害リスク削減などに取り組んでいる。同時に、SC が取り組む緊急対応において、SC としてメンバーが協力して事業国の政府やメンバー国の政府等に対してアドボカシーに取組み、子どもたちが緊急事態の中で取り残されないよう、他アクターにも働きかけている。特に、SCJ は「紛争、人道法、子どもの権利」タスク・グループで取り扱う民軍連携や、「災害リスク削減・気候変動」タスク・グループにおける議論に加わっている。

#### 5. 子どもの保護

##### (1) 性的暴力からの子どもの保護

前年に引き続き、性的暴力からの子どもの保護の問題に取り組み、特に児童ポルノ等禁止法改正に関する審議の早期開始を求めるアピールを提出すると同時に、同法改正が加害者処罰に偏ることなく、子どもの権利条約の精神に基づき、特に子どもの意見を十分に反映した形で改正されるよう主張してきた。また、日本政府が性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する欧州評議会条約を早期に署名・批准することを求めるキャンペーンも準備中である。

#### 6. 政府開発援助 (Official Development Assistance)

世界貧困撲滅キャンペーンである「動く→動かす」(GCAP Japan) の運営委員と政策チームに加わり、また、NGOJICA 協議会 NGO 側コーディネーターを務め、NGO 外務省定期協議会に出席し、日本政府に向けて ODA に対する提言を続けている。中でも、ODA と市民社会との協力について、NGO に対する ODA 額の増額、中期政策改定時に市民社会の参加を促進等訴えて、子どもの権利条約 NGO レポートを NGO レポート連絡会議と共同提出し、子どもの権利に配慮した権利基盤型アプローチを確実に取り入れる制度の導入を働きかけている。その結果、総括所見にも市民社会の協力や国際協力が取り上げられた。また、子どもの権利条約第3回日本報告審

査の内容と特徴を明らかにし、総括所見のフォローアップの基本として、次回の報告書作成（2016年5月提出期限）およびNGOレポート作成の際に参照できる出版予定本の国際協力部分に寄稿した。

## 7. チーム水・日本

国内外の水問題の解決による、持続可能な未来の実現という水の安全保障の確立のための「国内外の水問題解決を目指し、国政のリーダーシップによって、行政の枠と企業の自社主義を乗り越え、多様な人々の叡智を結集する新しい行動」を行うチーム水・日本の行動チーム（現在32チーム）の1つである途上国トイレ普及支援チームにSCJは参加して、2009年度より、途上国における衛生向上のための事業や活動をさらに促進できるような日本としての施策のあり方の提言など行っている。特に、衛生に関するMDGが乳幼児死亡に関するMDGに密接に関係していることを強調して訴えていく方向となり、2011年に出版される書籍「ニッポンの水戦略：国内外の水問題解決に向けて日本の叡智を結集」にも途上国トイレ普及支援チームとして執筆した「途上国の衛生向上をめざして」部分でも乳幼児死亡率との関連を提起している。

## 8. 日本国内の子どもの貧困問題

前出の[4] 日本、1. 事業名：子どもの貧困解決に向けた子ども参加促進事業、[活動内容] ③ 政策提言の項を参照。

### **[6] 啓蒙事業**

#### 1. 法人事業

法人事業は法人からの支援を獲得し、共同で事業を行うことを主たる目的としている。法人からの支援は、ブルガリプロジェクトの狭間の年となり収入は前年を下回った。その中で、今後の発展に向け、ボストンコンサルティンググループの支援を受け法人事業の強化を行った。

①具体的には、問い合わせ待ちの営業から、「BOPビジネス」、「コーズリレーテッド」ベースの連携を目標とした新規企業への提案と、主要支援企業への重点的な訪問の取り組みへの転換を図った。その結果は、リコーとのインドでのBOPビジネス連携や、オットージャパン、リクルートとの新規連携スタートとなって現れた。

②緊急援助事業への支援については、従来からの主な支援企業であるファミリーマートから、ハイチ地震、チリ地震、中国青海地震への支援募金を通常の募金に加えていただいた。新規支援企業としては、ソニーよりハイチ地震での教育支援をいただいた。

③ヴィアホールディングスからも売り上げ連動寄付が始まった。イオンからは、日本の子どもの貧困問題に取り組む新規事業「SOAP」に年4回のセールスプロモーションにあわせて支援をいただいた。

法人事業は、企業の途上国ビジネスの拡大により今後ますますのニーズの高まりが予想される。企業ニーズを事業ニーズと連携させることにより新しい価値創造と支援拡大を図って行く。

## **2. 広報事業**

広報事業は、SCJの活動を広く知らせ、個人を中心により多くの支援者を獲得することを主たる目的としている。

①広報では、ハイチ地震などの緊急支援、法人支援企業や寄付付き商品のご紹介、グローバル・キャンペーンのEVERYONE事業、日本の子どもの貧困について取り組むSOAP事業、チャイルド・ライツ・センターがすすめるアドボカシー（政策提言）、チャリティ・ディナーなど、積極的にPRを行った結果、テレビや主要紙誌などでより多く取り上げられた。また、広報物では、通常のニュースレターやアニュアルレポートのリニューアルを実施。ホームページではグローバル・キャンペーンのEVERYONEサイトの拡充を図った。メールマガジンやTwitterなどでの情報発信にもチャレンジし、寄付者の獲得だけでなく、団体の活動の認知拡大や知名度向上に貢献した。

②個人からの支援は、ダイレクトメールを中心にプロモーションを行い、新規寄付者の獲得に努めた。また、ハイチ地震では1,647万円の緊急支援寄付、チリ地震では1,784万円の緊急支援寄付を集め、子どもの保護など支援活動を迅速に実施することができた。

以上

# 決 算 報 告 書

自 2010年 1月 1日  
至 2010年12月31日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東京都千代田区内神田2-8-4

# 貸借対照表(一般会計)

2010年12月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I. 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	234,177,831	174,922,919	59,254,912
海外現金預金	27,741,672	11,811,689	15,929,983
前払事業費	270,086,096	220,822,660	49,263,436
未収金	17,806,572	17,841,684	△ 35,112
棚卸資産	2,741,963	3,171,875	△ 429,912
前払費用	2,079,682	2,079,682	0
仮払金	30,510	32,376	△ 1,866
その他流動資産	489	13,929	△ 13,440
流動資産合計	554,664,815	430,696,814	123,968,001
<b>2. 固定資産</b>			
(1)基本財産			
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当特定資産	9,162,200	14,942,900	△ 5,780,700
減価償却引当特定資産	9,670,723	9,770,012	△ 99,289
海外事業安定化積立特定資産	23,934,215	23,934,215	0
緊急援助事業引当特定資産	12,400,000	12,400,000	0
国内事業引当特定資産	3,200,000	3,200,000	0
特定資産合計	58,367,138	64,247,127	△ 5,879,989
(3)その他固定資産			
土地	6,077,000	6,077,000	0
建物	24,431,828	29,476,709	△ 5,044,881
建物付属設備	2,662,103	2,908,463	△ 246,360
車両運搬具	7,602,773	3,087,274	4,515,499
什器備品	1,698,243	1,370,915	327,328
ソフトウェア	455,956	651,547	△ 195,591
ソフトウェア仮勘定	4,388,475	0	4,388,475
保証金	15,279,300	15,279,300	0
その他固定資産合計	62,595,678	58,851,208	3,744,470
固定資産合計	170,962,816	173,098,335	△ 2,135,519
資産合計	725,627,631	603,795,149	121,832,482
<b>II. 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	64,407,597	52,585,202	11,822,395
前受金	0	354,375	△ 354,375
仮受金	0	90,330	△ 90,330
預り金	2,908,620	11,314,612	△ 8,405,992
賞与引当金	2,818,641	2,739,421	79,220
流動負債合計	70,134,858	67,083,940	3,050,918
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金	10,658,974	16,003,958	△ 5,344,984
固定負債合計	10,658,974	16,003,958	△ 5,344,984
負債合計	80,793,832	83,087,898	△ 2,294,066
<b>III. 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
政府受託収入	66,701,364	25,418,396	41,282,968
民間受託収入	239,886,197	73,547,755	166,338,442
海外受託収入	17,392,980	3,046,434	14,346,546
指定寄付	173,642,343	273,963,091	△ 100,320,748
指定正味財産合計	497,622,884	375,975,676	121,647,208
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0
<b>2. 一般正味財産</b>			
(うち特定資産への充当額)	147,210,915	144,731,575	2,479,340
(うち特定資産への充当額)	(49,204,938)	(49,304,227)	△ 99,289
正味財産合計	644,833,799	520,707,251	124,126,548
負債及び正味財産合計	725,627,631	603,795,149	121,832,482

正味財産増減計算書(一般会計)

2010年1月1日から2010年12月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	100,000	200,000	△ 100,000
②特定資産運用益	66,587	205,230	△ 138,643
③受取入会金	0	30,000	△ 30,000
④受取会費	12,455,000	13,095,000	△ 640,000
個人維持会員会費	5,750,000	5,500,000	250,000
法人維持会員会費	5,300,000	6,100,000	△ 800,000
SCJ会員会費	1,405,000	1,495,000	△ 90,000
⑤海外援助事業受託収入	392,231,246	338,832,581	53,398,665
政府受託収入	133,412,090	66,576,887	66,835,203
民間受託収入	186,395,675	259,776,679	△ 73,381,004
海外受託収入	72,423,481	12,479,015	59,944,466
⑥業務受託収入	1,791,563	6,885,900	△ 5,094,337
⑦事業収入	25,164,392	17,542,440	7,621,952
⑧受取寄付金	667,329,479	575,677,667	91,651,812
無指定寄付	325,988,685	351,441,968	△ 25,453,283
指定寄付	341,340,794	224,235,699	117,105,095
⑨雑収入	4,741,097	139,845	4,601,252
経常収益計	1,103,879,364	952,608,663	151,270,701
(2) 経常費用			
①事業費	1,006,946,309	928,026,711	78,919,598
海外援助費	396,796,277	243,641,074	153,155,203
ネパール	56,606,518	27,244,452	29,362,066
ベトナム	8,426,021	38,572,271	△ 30,146,250
ミャンマー	14,337,715	21,607,898	△ 7,270,183
アフガニスタン	2,580,090	7,323,115	△ 4,743,025
モンゴル	103,849,266	43,294,641	60,554,625
スリランカ	25,383,627	0	25,383,627
イラク	2,859,333	0	2,859,333
世界連盟事業	180,587,693	103,491,875	77,095,818
その他	2,166,014	2,106,822	59,192
緊急援助事業費	225,094,324	286,685,940	△ 61,591,616
海外事業人件費	139,372,510	103,384,603	35,987,907
海外事業活動費	49,128,147	21,417,196	27,710,951
国内事業費	10,078,814	30,521,759	△ 20,442,945
国内啓蒙事業費	0	7,241,848	△ 7,241,848
国内啓蒙費	186,476,237	230,843,361	△ 44,367,124
業務受託費	0	4,290,930	△ 4,290,930
②管理費	91,339,365	108,109,977	△ 16,770,612
人件費	39,650,750	40,093,159	△ 442,409
交通費	1,081,309	2,157,944	△ 1,076,635
家賃・リース料	29,740,627	29,156,257	584,370
その他	17,224,323	32,745,664	△ 15,521,341
外部監査費	1,470,000	1,365,000	105,000
減価償却費	2,172,356	2,591,953	△ 419,597
経常費用計	1,098,285,674	1,036,136,688	62,148,986
当期経常増減額	5,593,690	△ 83,528,025	89,121,715
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①退職給付引当金戻入益	962,732	2,654,434	△ 1,691,702
②事業譲受益	0	17,152,147	△ 17,152,147
経常外収益計	962,732	19,806,581	△ 18,843,849
(2) 経常外費用			
①固定資産除却損	4,077,082	85,984	3,991,098
②事業譲渡損	0	1,967,530	△ 1,967,530
経常外費用計	4,077,082	2,053,514	2,023,568
当期経常外増減額	△ 3,114,350	17,753,067	△ 20,867,417
当期一般正味財産増減額	2,479,340	△ 65,774,958	68,254,298
一般正味財産期首残高	144,731,575	210,506,533	△ 65,774,958
一般正味財産期末残高	147,210,915	144,731,575	2,479,340
II 指定正味財産増減の部			
①海外援助事業受託収入	625,694,826	322,307,753	303,387,073
政府受託収入	174,205,651	73,533,596	100,672,055
民間受託収入	365,026,980	236,928,420	128,098,560
海外受託収入	86,462,195	11,845,737	74,616,458
②受取寄付金等	241,020,046	382,960,665	△ 141,940,619
指定寄付	241,020,046	382,960,665	△ 141,940,619
③一般正味財産への振替額	△ 745,067,664	△ 565,471,848	△ 179,595,816
当期指定正味財産増減額	121,647,208	139,796,570	△ 18,149,362
指定正味財産期首残高	375,975,676	236,179,106	139,796,570
指定正味財産期末残高	497,622,884	375,975,676	121,647,208
III 正味財産期末残高	644,833,799	520,707,251	124,126,548

財務諸表に関する注記(一般会計)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)で評価している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物・建物付属設備・車両運搬具・什器備品・ソフトウェア-----定額法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、当該年度末の要支給額に相当する額を計上している。  
賞与引当金は、支給見込み額のうち当期に対応している賞与相当額を計上している。

(4) 海外財務諸表の円換算

以下のとおり2010年12月銀行最終営業日TTMレートを採用している。  
1USドル=81.49円(三菱東京UFJ銀行 12月30日)  
ネパール 1NRS(ネパールルピー)=1.131円(Nepal Rastra Bank 12月31日)

(5) 消費税等の会計処理

税込方式によっている。

(6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

2. 表示方法の変更

(正味財産増減計算書関係)

(1) 前期において「受取補助金等」としていた収入については、「海外援助事業受託収入」に改めた。併せて細目を次のように改めた。

(旧)	(新)
受取補助金等	海外援助事業受託収入
政府補助金	政府受託収入
民間助成金	民間受託収入
現地収入	海外受託収入

(2) 前期において「海外援助費支出」の「その他」に含めて表示していた「スリランカ」に係る支出は、当期において金額的重要性が増したため区分掲記している。  
なお、前期の「スリランカ」に係る支出は2,106,822円である。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

以下の科目名を改めた。

(旧)	(新)
政府補助金収入等	政府受託収入等
民間助成金収入	民間受託収入
海外事務所収入	海外受託収入

3. 基本財産及び特定資産の増減額及び残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	50,000,000	-	-	50,000,000
小計	50,000,000	-	-	50,000,000
特定資産				
退職給付引当特定資産	14,942,900	2,242,200	8,022,900	9,162,200
減価償却引当特定資産	9,770,012	1,145,154	1,244,443	9,670,723
海外事業安定化積立特定資産	23,934,215	-	-	23,934,215
緊急援助事業引当特定資産	12,400,000	-	-	12,400,000
国内事業引当特定資産	3,200,000	-	-	3,200,000
小計	64,247,127	3,387,354	9,267,343	58,367,138
合計	114,247,127	3,387,354	9,267,343	108,367,138

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	50,000,000	(50,000,000)	-	-
小計	50,000,000	(50,000,000)	-	-
特定資産				
退職給付引当特定資産	9,162,200	-	-	(9,162,200)
減価償却引当特定資産	9,670,723	-	(9,670,723)	-
海外事業安定化積立特定資産	23,934,215	-	(23,934,215)	-
緊急援助事業引当特定資産	12,400,000	-	(12,400,000)	-
国内事業引当特定資産	3,200,000	-	(3,200,000)	-
小計	58,367,138	-	(49,204,938)	(9,162,200)
合計	108,367,138	(50,000,000)	(49,204,938)	(9,162,200)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	27,721,928	3,290,100	24,431,828
建物付属設備	3,255,000	592,897	2,662,103
車両運搬具	10,612,821	3,010,048	7,602,773
什器備品	4,343,511	2,645,268	1,698,243
ソフトウェア	4,781,757	4,325,801	455,956
合計	50,715,017	13,864,114	36,850,903

6. リース取引関係

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び期末残高相当額

	什器備品
取得価額相当額	6,200,002
減価償却累計額相当額	3,292,654
期末残高相当額	2,907,348

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	1,245,700	1,734,946	2,980,646

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,325,520
減価償却費相当額	1,235,971
支払利息相当額	70,173

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。利息相当額の算定方法は、リース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法による。

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期増減額及び残高は次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
政府受託収入					
NGO連携無償資金協力等	日本国外務省	20,954,194	105,383,350	66,326,985	60,010,559
草の根技術協力等	(独)国際協力機構	4,464,202	68,822,301	66,595,698	6,690,805
民間受託収入					
緊急支援助成金	(特)ジャパン・プラットフォーム	69,399,109	361,276,980	191,934,358	238,741,731
ベトナム環境教育事業支援等	(株)JINAX	338,355	-	338,355	-
栄養改善事業助成金等	味の素(株)	398,199	1,600,000	1,743,733	254,466
大阪コミュニティ財団		-	470,000	470,000	-
モンゴル支援助成金	(財)地球市民財団	419,314	-	419,314	-
国際ボランティア貯金	(財)郵便貯金振興会	2,592,778	-	2,592,778	-
フェリシモ地球の村基金	(株)フェリシモ	400,000	790,000	1,190,000	-
栄養改善事業助成金等	(財)トヨタ財団	-	890,000	-	890,000
海外受託収入					
セーブ・ザ・チルドレン共同事業	セーブ・ザ・チルドレン世界連盟	3,046,434	70,673,507	69,520,272	4,199,669
合計		102,012,585	609,906,138	401,131,493	310,787,230

注 貸借対照表上の記載区分は、全て指定正味財産となっている。

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は以下のとおりである。

内容	金額
政府受託収入	131,734,073
民間受託収入	182,209,905
海外受託収入	72,115,649
指定寄付	341,340,794
未払金	17,667,243
合計	745,067,664

注 上記振替額は、未払金への振替を除いて経常収益への振替となっている。

9. 前払事業費のうち、270,086,096円と、建物510,749円、車両4,911,756円、現金預金と海外現金預金のうち222,114,283円は、指定正味財産に対応するものである。

10. キャッシュ・フロー計算書関係

現金及び現金同等物の当期末残高と貸借対照表に掲記される科目の金額との関係

現金預金	234,177,831
海外現金預金	27,741,672
現金及び現金同等物	261,919,503



財産目録(一般会計)

2010年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I.資産の部		
1.流動資産		
現金預金		
現金手許有高	177,639	
普通預金 三菱東京UFJ銀行室町支店等	234,000,192	
現金預金合計	234,177,831	
海外現金預金		
モンゴル	8,863,076	
ミャンマー	18,878,596	
海外現金預金合計	27,741,672	
前払事業費	270,086,096	
未収金		
本部	16,289,827	
モンゴル	1,516,745	
未収金合計	17,806,572	
棚卸資産	2,741,963	
前払費用		
本部	2,079,682	
仮払金		
本部	3,720	
モンゴル	26,790	
仮払金合計	30,510	
その他流動資産	489	
流動資産合計		554,664,815
2.固定資産		
(1)基本財産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	50,000,000	
(2)特定資産		
退職給付引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	9,162,200	
減価償却引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	9,670,723	
海外事業安定化積立特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	23,934,215	
緊急援助事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	12,400,000	
国内事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	3,200,000	
特定資産合計	58,367,138	
(3)その他固定資産		
土地	6,077,000	
建物		
本部	15,476,511	
モンゴル	8,444,568	
スーダン	510,749	
建物合計	24,431,828	
建物付属設備	2,662,103	
車両運搬具		
アフガニスタン	4,911,756	
モンゴル	2,596,842	
ミャンマー	94,175	
車両運搬具合計	7,602,773	
什器備品(コンピューターシステム等)		
本部	1,235,054	
モンゴル	463,189	
什器備品合計	1,698,243	
ソフトウェア(支援者管理ソフト等)	455,956	
ソフトウェア 仮勘定	4,388,475	
保証金 本部事務所賃借敷金(東京都千代田区内神田)	15,279,300	
その他固定資産合計	62,595,678	
固定資産合計		170,962,816
資産合計		725,627,631

## 財産目録(一般会計)

2010年12月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
II.負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
本部	62,288,004	
モンゴル	2,119,593	
未払金合計	64,407,597	
預り金	2,908,620	
賞与引当金	2,818,641	
流動負債合計		70,134,858
2. 固定負債		
退職給付引当金		
本部	9,162,200	
モンゴル	1,496,774	
退職給付引当金合計	10,658,974	
固定負債合計		10,658,974
負債合計		80,793,832
正味財産		644,833,799

# キャッシュ・フロー計算書(一般会計)

2010年1月1日から2010年12月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
①基本財産運用収入	100,000	200,000	△ 100,000
②特定資産運用収入	66,587	205,230	△ 138,643
③入金収入	0	30,000	△ 30,000
④会費収入	12,455,000	13,095,000	△ 640,000
⑤政府受託収入等	115,013,547	78,426,508	36,587,039
⑥民間受託収入	343,240,708	252,879,539	90,361,169
⑦寄付金収入	566,054,173	724,583,390	△ 158,529,217
無指定寄付収入	324,094,627	344,419,725	△ 20,325,098
指定寄付収入	241,959,546	380,163,665	△ 138,204,119
⑧業務受託収入	1,456,875	6,885,900	△ 5,429,025
⑨事業収入	25,142,254	17,539,240	7,603,014
⑩雑収入	4,386,722	9,879,620	△ 5,492,898
⑪海外受託収入	84,862,590	14,580,588	70,282,002
事業活動収入計	1,152,778,456	1,118,305,015	34,473,441
<b>2. 事業活動支出</b>			
①事業費支出	975,633,158	1,110,726,146	△ 135,092,988
海外援助費支出	286,349,254	433,760,409	△ 147,411,155
ネパール	50,760,152	35,410,227	15,349,925
ベトナム	5,892,590	38,458,187	△ 32,565,597
ミャンマー	21,432,146	22,005,368	△ 573,222
アフガニスタン	2,580,090	7,323,115	△ 4,743,025
モンゴル	100,912,070	37,158,903	63,753,167
スリランカ	1,000,000	0	1,000,000
世界連盟事業	94,958,322	276,477,438	△ 181,519,116
その他	8,813,884	16,927,171	△ 8,113,287
緊急援助事業費支出	305,147,954	269,951,026	35,196,928
海外事業人件費支出	142,289,795	103,764,982	38,524,813
海外事業活動費支出	47,956,953	21,411,246	26,545,707
国内事業費支出	10,620,797	31,456,860	△ 20,836,063
国内啓蒙事業支出	0	7,673,659	△ 7,673,659
国内啓蒙費支出	183,268,405	241,740,933	△ 58,472,528
業務受託費支出	0	967,030	△ 967,030
②管理費支出	86,975,135	107,994,447	△ 21,019,312
人件費支出	39,493,140	41,809,121	△ 2,315,981
交通費支出	1,081,309	2,150,944	△ 1,069,635
家賃・リース料支出	29,740,627	29,156,257	584,370
その他支出	16,660,059	34,878,125	△ 18,218,066
③外部監査費支出	1,365,000	1,050,000	315,000
④雑支出	9,109,000	0	9,109,000
事業活動支出計	1,073,082,293	1,219,770,593	△ 146,688,300
事業活動によるキャッシュ・フロー	79,696,163	△ 101,465,578	181,161,741
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
<b>1. 投資活動収入</b>			
①特定資産取崩収入			
退職給付引当特定資産取崩収入	8,022,900	9,296,996	△ 1,274,096
減価償却引当特定資産取崩収入	1,244,443	0	1,244,443
支援者拡大事業引当特定資産取崩収入	0	23,079,000	△ 23,079,000
海外事業安定化積立特定資産取崩収入	0	6,000,000	△ 6,000,000
国内事業引当特定資産取崩収入	0	12,000,000	△ 12,000,000
特定資産取崩収入計	9,267,343	50,375,996	△ 41,108,653
②固定資産売却収入	573,282	0	573,282
投資活動収入計	9,840,625	50,375,996	△ 40,535,371
<b>2. 投資活動支出</b>			
①特定資産取得支出			
退職給付引当特定資産取得支出	2,242,200	3,804,800	△ 1,562,600
減価償却引当特定資産取得支出	1,145,154	1,528,422	△ 383,268
特定資産取得支出計	3,387,354	5,333,222	△ 1,945,868
②固定資産取得支出	10,964,539	345,327	10,619,212
投資活動支出計	14,351,893	5,678,549	8,673,344
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,511,268	44,697,447	△ 49,208,715
<b>III 現金及び現金同等物の増減額</b>	75,184,895	△ 56,768,131	131,953,026
<b>IV 現金及び現金同等物の期首残高</b>	186,734,608	243,502,739	△ 56,768,131
<b>V 現金及び現金同等物の期末残高</b>	261,919,503	186,734,608	75,184,895

## 収支計算書(一般会計)

2010年1月1日から2010年12月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
①基本財産運用収入	150,000	100,000	△ 50,000	
②特定資産運用収入	0	66,587	66,587	
③会費収入	13,000,000	12,455,000	△ 545,000	
④政府受託収入等	196,862,000	174,695,058	△ 22,166,942	イラク事業の開始遅れ等による
⑤民間受託収入	305,035,000	352,734,117	47,699,117	パキスタン洪水等緊急援助事業受託による
⑥寄付金収入	787,984,000	567,008,731	△ 220,975,269	
無指定寄付収入	436,418,000	325,988,685	△ 110,429,315	目標の未達による
指定寄付収入	351,566,000	241,020,046	△ 110,545,954	ブルガリ寄付の入金時期のずれによる
⑦業務受託収入	45,000,000	1,791,563	△ 43,208,437	JICAエジプトコンサル案件の事業延期による
⑧事業収入	30,000,000	25,164,392	△ 4,835,608	
⑨雑収入	360,000	4,741,097	4,381,097	
⑩海外受託収入	27,590,000	86,770,027	59,180,027	モンゴル、雪害対応事業の受託などによる
事業活動収入計	1,405,981,000	1,225,526,572	△ 180,454,428	
<b>2. 事業活動支出</b>				
①事業費支出	1,592,189,000	1,011,316,092	△ 580,872,908	
海外援助費支出	780,563,000	396,360,561	△ 384,202,439	海外援助支出は上記の収入の減少に加え、
ネパール	47,583,000	56,606,518	9,023,518	現地での事業の進捗により、翌年へ繰越した
ベトナム	22,076,000	8,426,021	△ 13,649,979	ことによる
ミャンマー	34,354,000	14,337,715	△ 20,016,285	
アフガニスタン	50,000,000	2,580,090	△ 47,419,910	
モンゴル	69,829,000	103,413,550	33,584,550	
スリランカ	48,843,000	25,383,627	△ 23,459,373	
イラク	56,700,000	2,859,333	△ 53,840,667	
世界連盟事業	240,160,000	180,587,693	△ 59,572,307	
その他	211,018,000	2,166,014	△ 208,851,986	
緊急援助事業費支出	385,166,000	225,094,324	△ 160,071,676	
海外事業人件費支出	143,000,000	144,443,360	1,443,360	
海外事業活動費支出	33,500,000	49,128,147	15,628,147	
国内事業費支出	9,960,000	10,078,814	118,814	
国内啓蒙費支出	205,000,000	186,210,886	△ 18,789,114	新聞広告の縮小などによる
業務受託費支出	35,000,000	0	△ 35,000,000	JICAエジプトコンサル案件の事業延期による
②管理費支出	107,767,000	87,232,909	△ 20,534,091	
人件費支出	44,000,000	39,583,999	△ 4,416,001	
交通費支出	2,430,000	1,081,309	△ 1,348,691	
家賃・リース料支出	29,500,000	29,740,627	240,627	
その他支出	31,837,000	16,826,974	△ 15,010,026	
③外部監査費支出	1,365,000	1,470,000	105,000	
事業活動支出計	1,701,321,000	1,100,019,001	△ 601,301,999	
事業活動収支差額	△ 295,340,000	125,507,571	420,847,571	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
<b>1. 投資活動収入</b>				
①特定資産取崩収入				
退職給付引当特定資産取崩収入	0	8,022,900	8,022,900	職員3名の退職による
減価償却引当特定資産取崩収入	0	1,244,443	1,244,443	固定資産の除却による
特定資産取崩収入計	0	9,267,343	9,267,343	
②固定資産売却収入	0	573,282	573,282	
投資活動収入計	0	9,840,625	9,840,625	
<b>2. 投資活動支出</b>				
①特定資産取得支出				
退職給付引当特定資産取得支出	4,500,000	2,242,200	△ 2,257,800	
減価償却引当特定資産取得支出	4,000,000	1,145,154	△ 2,854,846	
特定資産取得支出計	8,500,000	3,387,354	△ 5,112,646	
②固定資産取得支出	15,000,000	10,964,539	△ 4,035,461	
投資活動支出計	23,500,000	14,351,893	△ 9,148,107	
投資活動収支差額	△ 23,500,000	△ 4,511,268	18,988,732	
当期収支差額	△ 318,840,000	120,996,303	439,836,303	
前期繰越収支差額	366,352,295	366,352,295	0	
次期繰越収支差額	47,512,295	487,348,598	439,836,303	

## 収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金・海外現金預金・前払事業費・未収金・棚卸資産・前払費用・仮払金・その他流動資産、未払金・前受金・仮受金・預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	174,922,919	234,177,831
海外現金預金	11,811,689	27,741,672
前払事業費	220,822,660	270,086,096
未収金	17,841,684	17,806,572
棚卸資産	3,171,875	2,741,963
前払費用	2,079,682	2,079,682
仮払金	32,376	30,510
その他流動資産	13,929	489
合計	430,696,814	554,664,815
未払金	52,585,202	64,407,597
前受金	354,375	0
仮受金	90,330	0
預り金	11,314,612	2,908,620
合計	64,344,519	67,316,217
次期繰越収支差額	366,352,295	487,348,598

3. 以下の科目名を改めた。

(旧)	(新)
政府補助金収入等	政府受託収入等
民間助成金収入	民間受託収入
海外事務所収入	海外受託収入

## 監査報告書


社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

理事長 上野 昌也 殿

2011年3月7日

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

監事

鈴木教夫 

監事

河合弘之 

私たちは、2010年1月1日から2010年12月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

### 1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて決算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、必要と思われる事項について理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

### 2. 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録及び収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当団体の収支状況及び財政状態を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は事実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款その他の規則に違反する重大な事実はないと認める。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成23年3月1日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン


理事長 上野 昌也 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

鈴木 浩 

当監査法人は、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2010年1月1日から2010年12月31日までの2010年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録、並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 当監査法人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの当該財務諸表に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 当監査法人は、収支計算書が、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2010年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上